

調 査 概 要

建設発生土等の品質確認のあり方に関する検討業務

1. 調査内容

平成17年度の建設副産物実態調査では、全国の建設工事から排出された建設副産物のうち、建設発生土の土砂利用量の37%は土砂等の新材が使用されている。このような新材の使用を抑制するために、民間プラント等の改良土や建設汚泥処理土（以下、処理土等とする）の利用が考えられる。このため、公共事業で処理土等を使用する際の環境安全性等の品質確認方策等について、以下の項目について調査検討を行った。

- (1) 国及び地方公共団体等の建設発生土等受入基準（手続き）等の調査
- (2) 民間プラントの品質管理実態をヒアリング調査
- (3) 環境安全性等の確認方法の検討及びガイドライン(案)のとりまとめ

2. 調査成果

(1) 国及び地方公共団体における建設発生土等の受入れ基準（手続き）等では、地歴調査等と土質分析で環境安全性を確認している。

(2) 民間プラントの改良土を公共工事で使用している例は少なく、使用している場合でも、公共工事と同程度の品質確認を行っており、土質分析を行わない場合にはプラント側で安全性を確認している。

(3) 搬入前と販売時に、有害物質の有無を証明書などで確認するガイドライン(案)として、

- ①処理土等を購入する民間プラントの要件
- ②環境安全性の確認要件
- ③プラントの管理要件

等についてまとめを行った。

なお、ガイドライン（案）の適用には、以下の課題がある。

- ①調査費用等によるコストの負担や価格競争があるので、改良土の利用の徹底をどのレベルまでやるのか検討する必要
- ②小規模プラントの環境安全性を確保するための体制の構築
- ③環境安全性に課題のある土砂の混入を完全に排除することは難しいため、溶出などの問題が発生しても環境に影響を与えることが少ない使用箇所に応用するなどの工夫が必要 等

3. 活用方法

建設工事において、民間プラントからの処理土を利用する際の品質確認を検討する際の執務参考資料として活用してもらうため、平成22年4月28日に検討成果の概要を各地方整備局、地方公共団体、建設副産物の中間処理業者及び排出事業者等の関係者に送付。

4. 担当連絡先

国土交通省 総合政策局 事業総括調整官室
TEL (03) 5253-8111 (内線24-553)